

令和3年7月9日

第7回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

令和3年 第7回 定例会

日時：令和3年7月9日（金）午後2時

場所：区議会第二委員会室（Web 会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	迫 中 優

令和3年

第7回教育委員会定例会

令和3年7月9日（金）午後2時

場 所 第二委員会室（Web会議）

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議事録の承認

議事録第5号（令和3年第5回定例会）

第2 議案の審議

第31号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

第32号議案 「人形劇「さんまいのおふだ」の後援名義使用承認について

第33号議案 「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」
の後援名義使用承認について

第34号議案 文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

第35号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

第36号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第37号議案 令和4年度使用教科書（中学校用）採択替えについて

第3 報告事項

(1) 令和3年6月定例議会の審議概要について

（資料第1号）

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○**教育推進部長** 本日議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

加藤裕一教育長は、6月24日に開催されました区議会本会議におきまして、教育長任命の同意を得て、引き続き教育長に任命されたことをご報告申し上げます。任期は、令和3年7月8日から令和6年7月7日まででございます。

○**加藤教育長** 引き続きまして、教育長を務めさせていただくことになりました。改めてよろしくお願ひいたします。

現在、緊急事態宣言が再発されようとしています。学校、幼稚園では、感染対策のため、これまでと異なった教育活動が続いていますが、しばらくはこの状況が続くと思われまふ。教育現場ではさまざまな制約がある中であつても知恵を出して工夫を重ねることで子どもたちの学びや成長を促していくことが求められています。あわせて、教育を取り巻く環境にも大きな変化が生じており、まさに変革期を迎えるとも言える状況にあります。

教育委員の皆様とともに、この難局を乗り越え、文京区の子どもたちのために働きたいと思ひますので、どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。

○**加藤教育長** それでは、定刻になりましたので、第7回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回もWeb会議形式をとつておりますので、発言の際には、手を挙げていただき、その方にご発言いただくという形をとりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員の方は全員出席していただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、小川委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第5号（令和3年第5回定例会）

○**加藤教育長** それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第5号については事前にご確認いただいておりますが、訂正が必要な場合につきましては、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

第2 議案の審議

第31号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は7件ございます。

まず、第31号議案「文京区指定文化財の指定に係る諮問について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第31号議案、文京区指定文化財の指定に係る諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第20条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき、区指定文化財候補として、麟祥院文書を諮問するものでございます。

資料1ページの諮問文をご覧ください。

所在地は、文京区湯島四丁目1番8号。所有者は、宗教法人麟祥院となります。

麟祥院文書は、徳川家光の乳母春日局が開基となって寛永元年、西暦1624年に湯島に創建された臨済宗妙心寺派の寺院である天沢山麟祥院に伝来した古文書群です。点数は1200点を超えますが、そのうち制作年代が判明する最も古い史料は慶安2年(1649年)、新しいものは大正4年(1915年)となります。

内容としては、現在の本駒込や千駄木にあった麟祥院の領地関係など文京区域の地域社会とかかわりが深い史料を多く含むほか、寺院経営や妙心寺派教団の動向に関する史料、将軍や大名家に関する史料などが含まれ、地域史、宗教史などを研究する上で重要な史料群であり、東京23区内に残された寺院史料の中でも、極めて良質で貴重なものとなっております。

今回の答申につきましては、令和4年1月ごろを予定しております。

なお、麟祥院所蔵の資料では、絵画「春日局像」、「春日局書簡」、「春日局墓」などが既に区指定文化財に指定されています。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 こちらの文書の指定について全く異論はありません。

ただ、大正4年までの文書ということですから、かなり古くから存在していた文書が、今指定がされるというのはどういう経緯なのでしょう。100年近い間、誰にも発見されずにいたのか、それとも、これを整理するまでに時間がかかってこうなっているのかというあたりを教えていただけ

ればと思ひまして質問いたしました。

○教育総務課長 こちらにつきましては、実はまだほかに 1800 点ほど今後指定していきたいというものがございます。計にすると 3000 ぐらいありますので、麟祥院さん側の受け入れの準備、こちらがそれぞれを確認する準備にかかったという年月もございます。そういったことで今年月がかかっていると考えていただければと思います。

○坪井委員 これは麟祥院さんのほうから指定してくださいということを申し出るまでは文京区はかかわらなかったということになるんですか。

○教育総務課長 こちらからも麟祥院さんに指定させていただきという話をしながらも、麟祥院さんのご住職さんだけの意見ではなかなかまとまらない、檀家さんとか、さまざまな方がいらっしゃるんで、そういったことで時間もかかったと教えていただければと思います。

○坪井委員 それは平成になってから始まったことなんでしょうか。それとももっと昔からやってきたことなんでしょうか。

○教育総務課長 いちばん最初、どこから話になったのか、そこまで記録はないんですが、お話は平成の初めぐらいからさせていただいております。

○加藤教育長 ほかの方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。今回も認める場合については挙手をお願いできればと思います。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 32 号議案 「人形劇「さんまいのおふだ」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第 32 号議案「人形劇「さんまいのおふだ」の後援名義使用承認について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 32 号議案、「人形劇「さんまいのおふだ」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人子ども劇場荒川・台東・文京 文京ブロック。

代表者は、伊藤静香でございます。事業名は、「人形劇「さんまいのおふだ」。

令和 3 年 8 月 15 日に人形劇を開催する予定としております。

実施場所は、不忍通りふれあい館でございます。

本事業は、コロナ禍で子どもたちが楽しめる場が少なくなっている中、感染症対策を図りながら、アートの力をかり、子ども達が楽しめる空間づくりを目的とするものでございます。

対象は、区内および近隣の親子。参加費は、大人 2300 円、子ども 1500 円です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 参加費が比較的高いのではないかなと思いました。支出のほうで公演料 9 万円となっていますが、公演料というものの内訳ですね、人件費なのか何なのか、これがもうちょっと詳細にわかればと思いましたが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 内訳まではこちらのほうでは確認はできていないんですが、少なくとも 2 人の方がいらっしゃっていて、そちらの方のほぼ 1 日を拘束してしまうということで、この公演料となっております。

○坪井委員 「文京区の子ども宅食に 5 席無料提供」となっています。これはどういうふう子どもたちに配るのでしょうか。

○教育総務課長 どういった形で行うかというのは、こちらの団体でまだ決まってははいないんですが、公演料が高いので、たくさん子どもたちに見せることができないということで、団体のほうでいろいろ工夫した結果、こういった結論が出ています。今後宅食にかかわっている子どもたちにどう知らせていくかというのはこちらの団体が考えていくものと考えております。

○加藤教育長 子ども宅食自体がコンソーシアムという形で、区役所と NPO 法人等で作った団体でやっておりますので、そちらのほうで配布はこれから検討するということだと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 33 号議案 「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第 33 号議案、「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」の後援名義使用承認について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 33 号議案「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般財団法人言語交流研究所ヒッポファミリークラブ。

代表者は、鈴木堅史でございます。

事業名は、「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」。

令和 3 年 8 月 1 日及び 8 月 18 日の 2 日間、開催する予定としております。

開催方法は、Zoom によるオンライン開催でございます。

本事業は、誰でも多言語人間になれること、どんな国のどんな言葉を話す人とでも、コミュニケーションができ、自己肯定感と表現力を持つ選択肢としての留学について、その価値をともに考える場を提供することを目的とするものでございます。

対象は、文京区在住の小学生・中学生の児童・生徒とその保護者でございます。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 この内容について、非常に必要なことだと思うし、やることについて反対ではありません。

1 つ伺いたいのは、ヒッポファミリークラブというのは、無料でこういう講習会を開き、この後、そういう希望者を自分たちで引き受けて、名義申請して、この会によって多くの人が集まり、いろんな留学のすばらしさや留学の効果みたいなものを説明し、そして留学する場合はここを通して商売としてやっているということなんですか。

○教育総務課長 まるっきりそこがないというふうにはちょっと言えないところもあるとは思いますが、そこが主ではなくて、ホームステイがどういうものかわからないというものを、今回の 8 月 1 日と 18 日は文京区の子どもたちに知らせていきたいというのがメインとなってござい

ます。

○田嶋委員 自分たちのエージェント業務みたいなのをそこで宣伝をし、来てくださる方を募り、そしてほかの区でも同じような形でやる。そういうプロモーションをやっているということは、それ自体が全て悪いとは思わないんですが、似たようなケースがあったらどうするのかとか、これはたまたま教育的な価値があると見出して我々はそれをお認めすることはできると思いますが、その辺のルールというのを伺えればと思いました。

○教育総務課長 確かに過去にもそういった団体さんがいらっしやいまして、ちょっとトラブルになったケースもございますので、田嶋委員が言われるように、そのもの自体はそんなに悪いものではないと考えていますが、その後の勧誘が強制的だったらおかしいんじゃないかというところはございますので、そういったところをきちんとこちらでも把握しながら、さまざまな方からの問い合わせ等も確認していきたいと思っています。

○加藤教育長 こういった内容については、田嶋委員が懸念されているように、どこで線を引くというのがなかなか難しいことで、ほかでも同じようなものがありますが、それがどの程度、実際の営業活動につながっているかというところが大事だと思います。例えば、ここに参加された方は、必ず留学のほうにという形で勧誘されているのか、あるいは1つの例としてこういった体験がありますよという紹介でとまっているのかというのがございますので、それらの確認はこれからできると思います。もしそういった確認をした上で承認するかどうかを決めたいということであれば、次回という形になるとと思いますが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○清水委員 田嶋委員おっしゃるとおりで、以前にもこのようなことが問題になったと思います。やはり次につながるようなパンフレットとか、営利目的の何か物品だとか、そういったものを置いたりというのはぜひ避けていただくということでよろしいんじゃないかなと思います。

○坪井委員 私も同様です。事業計画書を見ると、1ページ目の左下に、「当研究所の主となる活動の一つである国際交流プログラムでは、毎年30カ国近くの国々に350人を超える青少年……昨年より渡航が制限されているので規模は縮小しておりますが」と、規模を縮小しているので、ここで広げたいみたいなことはないかなと感じていたもので、ちょっと確かめていただきたいし、小・中学生の留学ということになるので、高校生の留学に比べると、そうそうツールはないかもしれない。もし本当にそういうことであれば、こういういろいろなツールがあります、どういう経路があります、その中の1つにこういうのがありますみたいな説明の仕方ならまだしも、ここに誘導するような説明をしていただいたら困る。これを教育委員会が後援したことになってしまうので、そのあた

りはご注意いただきたいと思います。

○小川委員 私も田嶋先生が言われたように同じことを懸念しておりましたので、ぜひ調べていただきたいと思っています。

その調べるときにあわせて、今回文京区の人を対象にということで、文京区の教育委員会にお願いしているかと思いますが、これがほかの区でも、どれくらいの区の教育委員会が後援をした実績があるのかなのかとか、最終的な判断はこのメンバーですと思いますが、参考としてほかの区の様子とかも、わかる範囲で結構ですので、教えていただけると、判断材料になるかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

○加藤教育長 わかりました。それでは、先ほど田嶋委員からお話があった件と、あわせて他区での後援実績も調べさせていただいた上で、次回審議をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

第34号議案 文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第34号議案「文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第34号議案、文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、行政手続の簡素化の観点から、押印等の見直しを行い、あわせて文言の整理を行うため、必要な改正を行うものでございます。施行期日は、令和3年8月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 議案を見ただけでは、どこがどのように改まったのかがよくわからないので、押印欄が消えた、それだけなんですか。教えてください。

○学務課長 まず、ページをめくっていただいたところに、入園申込書があります。そちらで、申請保護者の氏名のところに署名または記名押印ということで、今まで判を押す欄があったんですが、そちらを今回修正させていただいたというものでございます。

○加藤教育長 この部分だけということよろしいですか。

○学務課長 その後の4ページもそうです。保護者の氏名のところも押印の欄をなくしたというものでございます。

○坪井委員 押印を削っていくということで行政の側でどんな状況になっているか教えていただければと思います。例えば押印がないと、コピーをしても原本と区別がつかないということになってくると思います。その辺は、原本であろうとコピーだろうと構わないとか、自署であるものを原本とするみたいなことになっているのでしょうか、運用を教えていただきたいんです。押印がなくなったことによる違いは出てくるのでしょうか。

○教育総務課長 全体の運用として、教育委員会としては、コピーのものがどうかということについては、運用はあまりないのでわかりづらいんですが、区全体として、コピーのものでいいのか、こちらではまだ把握し切っていないので、大変申しわけないんですが、そういう回答になります。

○坪井委員 まだ始まったばかりなので、私たちもわからないんですけれども、押印をなくすという動きが、そうしたコピー文化にどういうふうになってくるのか、原本と写しというものがどうなるのか、出すほうにしてはとても重要なことなので、いつかわかったら教えていただきたいというお願いです。文京区教育委員会に限らずなんだろうと思いますけれども、お願いをしたいと思いません。

○加藤教育長 原本性の担保ということだと思います。今回の押印の廃止については、自治体だけでなく、国もそういう動きがあり、かつ文京区役所も同様の動きがあります。それに合わせて教育委員会もという形になっておりますので、原本性の確保については、議論しているところだと思います。区長部局にも確認して、また改めてご説明したいと思えます。

説明はそういう形になります。区長部局でも同様に検討した上で押印を廃止しておりますので、説明は後日になりますが、この部分については現時点において問題はないということで、議案として審議していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの件については、また説明を追加させていただくということで、本件についてお諮りいたします。

この件について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第35号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 35 号議案「文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 35 号議案、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第 34 号議案と同様に、押印等の見直しを行い、あわせて文言の整理を行うため、必要な改正を行うものでございます。施行期日は、令和 3 年 8 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 36 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 36 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 36 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、未婚のひとり親にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用規定を削除するため、必要な改正を行うものでございます。施行期日は、令和 3 年 9 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 これは第 3 条の 3 を削除したということでしょうか。

○学務課長 こちらの 3 ページの改正後と現行の新旧対照表の中にも書いてありますけれども、第 3 条第 3 項を一式削除という形になっております。

○清水委員 その削除した理由をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○学務課長 まず、市町村民税の算定におきまして、未婚のひとり親を対象とした控除項目が今までなかったんです。ただ、今回の令和2年の地方税法等一部改正によりまして、未婚のひとり親も対象とした控除が改めて創設されることとなりました。今までは子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の中でみなし寡婦の対象が記載されておりましたので、それを準用しておりましたが、今回の地方税法の改正によって、未婚のひとり親もこちらの条文にきちんと載ることになり、二重で載ることになり、今回の第3条の3項の部分を削除しても、新たに地方税法のほうで載っているの、ダブル掲上しなくて済むということで文言の整理をさせていただいたところでございます。

○坪井委員 今ご説明いただいてすごくよくわかったんですが、審議の上でのお願いです。

先ほどのような条例改正ですとか、今回の規則改正の議案の場合、このようになりましたという冒頭のご説明だけでは私たちには本当に何かわからないんですね。必ずこちらで一体それはどこが改正されたんですかとか、何が変わったんですかと、条文を読んだだけではわからないので、議案の説明の際に、もう少し突っ込んで中身にわたるまでご説明いただくという審議の仕方ができないものかというお願いです。

○加藤教育長 確かに審議する前提をしっかりと説明して、理解した上で審議していただくということは大切だと思いますので、内容についてももう少しわかりやすい形で提案を次回以降したいと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第37号議案 令和4年度使用教科書(中学校用)採択替えについて

○加藤教育長 続きまして、第37号議案「令和4年度使用教科書(中学校用)採択替えについて」。
この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第37号議案、令和4年度使用教科書(中学校用)採択替えについて、提案理由をご説明いたします。

本案は、令和4年度から使用する文京区立中学校教科用図書社会(歴史的分野)の採択替えを行

うか否かについてご審議いただくものです。

中学校におきましては、令和2年度に、令和3年度から新たに使用することになる教科書について採択していただき、令和4年度においても、令和3年度と同一の教科書を採択することとしておりました。

このたび、東京都教育委員会より「自由社の教科書について、検定審査不合格の決定に係わる年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、採択替えを行うことが可能である。」との通知がありました。

採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目、すなわち中学校教科用図書社会（歴史的分野）のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできません。

各委員の皆様には、本日の議案資料として2点、「令和2年6月東京都教育委員会作成の『令和3年～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）』」及び「令和3年5月東京都教育委員会作成の『令和4年～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）《社会（歴史的分野）追補版》』」、その他参考資料として「令和2年8月25日第8回定例会議事録（抜粋）」、また、別途、帝国書院と自由社の教科書見本本をご送付申し上げました。審議資料2点につきましては、東京都教育委員会が教科用図書を調査・研究の上審議し、その特徴を明らかにしたものでございます。

それらを踏まえまして、本案についてご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○加藤教育長 それでは、審議に入ります前に、事前に議事の進め方についてお諮りしたいと思います。

前回の採択のときもそうですが、部長から説明がありました資料あるいは自由社の新しい教科書といったものを事前に見ていただいておりますが、それを見た前提で、本日、実際に見られた感想あるいは資料の中で読み取ったことを含めてご意見をいただきまして、その上で私のほうで取りまとめを行って、最終的にどのようにするか、お諮り申し上げたいと思います。

そういった形でよろしいでしょうか。

（全員挙手）

○加藤教育長 はい。それでは、ご意見のある方はお願いいたします。

○小川委員 帝国書院と、このたび候補に挙がった自由社の両方を実際に拝見させていただきました。

自由社のほうもとてもよくまとまっているかとは思ったんですけども、もともと帝国書院を選

んだときにも、子どもたちにわかりやすくまとまっているんじゃないかとか、問題提起がわかりやすく提示されているんじゃないかとか、振り返りのページがかなりわかりやすくまとまっているということがポイントだったように思います。そのポイントと同じ目で自由社を見たときに、やはり帝国書院のほうが、そういった子どもたちに対する理解を深めるのに適した本じゃないかなというふうに感じました。

○坪井委員 私も、昨年の帝国書院を選んだときの視点と、今回比べたところについて、意見を述べます。

まず、形式上のことですが、小川委員がおっしゃられたように、まとめの欄があります。帝国書院で言うと 57 ページ、自由社であると 66 ページ、そこを比べて見ていただくと、まとめをするための子どもたちの作業のための取り組み、見やすさについて、帝国書院の教科書はやはりすぐれているなと思いました。

それから、世界と日本を俯瞰して見れるかどうかということです。特に東アジアとの関係について、帝国書院では、各ページに全て年表がついていて、海外のことをやっている場合、日本では今どこなのかということがわかるように、必ず各編についている。これはまとめのページにもあるんですが、こうした東アジアの情勢と日本とを常に見比べながら勉強ができるという意味でもすぐれているんじゃないかなと思いました。

それから、イラスト関係です。帝国書院はタイムトラベルというページがあって、例えば 25 ページ、ここに縄文時代と弥生時代をページの左と右で違いがわかるような形で、イラストのタイムトラベルとなっています。自由社のほうで同じようにイラストがあるんですけども、縄文時代についてと弥生時代についてページが異なる。例えば縄文時代が 30 ページ、弥生時代が 34 ページ、イラストが縄文と弥生とで分かれている。これよりは、タイムトラベルというところの縄文と弥生の違いがすっきりおもしろく見れる。あるいは 48 ページ、平安時代の町の様子の全貌がイラストで見えてくる。これはなかなかおもしろい編集の仕方だなと思いました。

「NHK for school」の QR コードが帝国書院のほうは入っています。私も試してみました。確かにここからすぐ動画につながることができました。これも子どもたちにとっては今の時代では特におもしろいのではないかなと思いました。

そういった形式的な意味、勉強のしやすさという意味で、帝国書院の教科書がすぐれているのではないかなと思います。

あとは、中身になってしまいますが、いろいろ資料をいただいて、どのような記述がされている

かを研究資料で拝見する限りですが、例えば現代にもつながる領土問題、北方領土や竹島、尖閣問題あるいは憲法制定の問題、日中戦争の記述などについて、全体的な目配りと現在の情勢を考えて書かれているという意味では、帝国書院のほうがバランスのとれた表記になっていると思いました。

もう1点、私がちょっと違和感を感じたのは、神話の取り扱いです。神話の取り扱いについて、自由社のほうでは、38ページぐらいに一番最初の国の成り立ちのところで神話を出してきている。「神話が語る国のはじまり」という形で神話が出てきます。古事記、日本書記というものをどう扱うかということになると思います。これを根拠に国の始まりを陳述しているんじゃないかとちょっと誤解をさせるような扱いかないかと思いました。逆に、帝国書院では、47ページに、日本書記や古事記は奈良時代につくられた書物であるという前提で中身の紹介がされていますので、その辺の扱いについては、帝国書院のほうがバランスがとれているんじゃないかと思いました。

以上まとめますと、去年の選定どおりのままの教科書でよろしいんじゃないかと思いました。

○清水委員 私も小川委員、坪井委員と同じような意見です。まず、学習課題がはっきり項目ごとにあるということ。また、確認しようとか説明しようというまとめ、これもしっかりあるということ。さらに年表やイラストがわかりやすい。QRコードで学習の範囲も広げられるということから、帝国書院のほうが自由社よりもすぐれているのではないかと思います。

○田嶋委員 皆さんがおっしゃってくださったので、私のほうは、先生たちも教えやすそうですし、子どもたちも学ぶポイントがわかりやすいんだなと思いました。

領土問題、歴史問題というのは非常に軸になると思って見させてもらいましたが、帝国書院のほうがフェアかなと感じましたので、今の帝国書院のままでよいと思います。

○加藤教育長 私も両方の教科書を見させていただいております。

自由社のほうの新しい歴史教科書はさまざまな角度から十分研究されている教科書だなと思いました。昨年度、帝国書院の教科書を採択したわけですが、そちらと比較した中で、各委員の方が感じたように、わかりやすさというところでは、帝国書院のほうが若干わかりやすいのかなというのは感じたところです。昨年議論の中でも、東京書籍と比較して、バランスやわかりやすさというところで帝国書院が採択されていますので、そういったことを考えると、やはり現行の教科書、帝国書院の教科書のほうが子どもにとってはわかりやすいのかなというのが感想としてありました。

また、先ほど内容面の話もありました。もともと歴史自体が個々単発の事象を学ぶということではなくて、過去から現在までの流れの中で、例えば時代背景とか、ある出来事とその後の影響といったことから得られる教訓といったものを現在の学び、あるいは将来につなげていくといったこと

ろが歴史の学びとして重要なのかなと思っています。

これまで使っていた教科書と学年によって違う教科書が使われるということになると、教えるほうも説明がなかなか難しかったり、混乱する部分も若干出てくるのかなという懸念もあります。そういう部分から、子どもの見やすさが十分担保されているということを考えれば、現行の教科書のほうをこのまま使うという形がよろしいのかなと感じました。

各委員の方も、同様のご意見だったと思いますので、取りまとめをさせていただきますが、社会（歴史分野）について採択替えはしないということによろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和3年6月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は1件です。

「令和3年6月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。去る令和3年6月15日に文教委員会が開催されました。その中で、報告事項は1つです。文京区子ども読書活動推進計画（素案）についての報告がございました。

おめくりいただきまして、一般質問の教育長答弁となっております。こちらにつきましては、今回さまざまな質問がございましたけれども、オリンピック・パラリンピックにかかわる質問や、学級編制基準の見直し、またスクールカウンセラーの相談件数や、教室不足への対応といったさまざまな質問がなされておりました、一時期のようにコロナの感染状況のを中心とした質問というよりは、教育に関する全般的な質問が多かったと考えております。

説明は以上となります。

○加藤教育長 この説明について、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 6ページに「授業の合間にトイレの行列が出来ている」ということがあります。実際そういうことがあるんだなというのが今わかったんですが、これはどこの学校でもそうなのか、あるいは一部の学校がこういう状況と感じておられるのか、いかがでしょうか。

○教育指導課長 今、清水委員ご指摘のとおり、確かに大規模校においては、休み時間が同一時刻に行われれば一斉にトイレに集中するという事は当然想像でき、そういったことが生じているこ

とは承知してございます。

ただ、学校の規模によってそういったことが生じてないこともありますし、また、大規模校においても実践事例として、時差登校して時間をずらして休み時間もずらすという取り組みをして解消しているところもありますので、それぞれの学校が創意工夫をし、感染症対策を行っているところでございます。

○清水委員 それで、時間内に間に合わなかった場合に何らかの処置というか、優遇してもらえるというところもちゃんと考慮されているんでしょうか。

○教育指導課長 万が一そういった状態になって授業に遅れるようなことがあっても、教えている先生方も状況はわかっているわけですので、そこは当然配慮して授業を進行しているところと認識しています。

○坪井委員 質問の4ページに、「自殺・うつ病対策の強化について」という質問がありまして、そこに「SOS の出し方教育」についての質問が出ています。前のときにも報告をさせていただいたと思いますが、「SOS の出し方教育」をこれまで国が行ってきました子どもの自殺予防教育の中でどう位置づけるかということについて、文科省の審議会の委員の意見が6月の末に出しております。それは私も委員をしているので申し上げるのですが、ホームページでぜひ見ていただければと思います。コロナ禍での子どもの自殺の増加に対して、学校現場はどう取り組むかということを中心に出した通知です。その中に「SOS の出し方教育」をどう位置づけるかということを出しています。

「SOS の出し方教育」というところだけが特化されて、それで子どもの自殺が防げると思ったら、それは間違ってしまうので、慎重な取り組みを。自殺予防教育というのは、日常的な子どもと保護者と教員の信頼関係がある中で初めて SOS が出せるということです。信頼関係がないところで子どもにいくら SOS を出せという教育をしたところで、子どもたちは死にたいということを教員には言いません。子どもたちが本当に苦しいときに相談ができるような教員とか親にならない限り、子どもたちは SOS を出せない。その根っこの基盤をつくらなければ、SOS の出し方教育だけをしたら子どもを救えるということではない。その援助的な態度を養成するための基盤としての学校現場の中の信頼関係の醸成というものはとても大事だということを今回の通知では出しております。

そういう意味で、ここで「SOS の出し方教育」を実施していますと書かれると、私はそれだけじゃないんですよというのを、もう一回教育委員会の中で確認をしていただきたい、そういう意味でのお願いをしたいということでございます。文科省の資料も読んでいただいて、もう一回、資料の研究をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○教育指導課長 坪井委員ご指摘のとおりだと思います。今言ったように SOS の出し方だけを教えてこれで問題が解決するとは私たちも思っておりませんで、子どもたち、保護者から信頼される学校運営を行ってこそそういった問題の解決になると思っておりますので、委員からご指摘されたことを踏まえて学校とも連携をして、充実に努めてまいりたいと思います。

○田嶋委員 これは一意見としてですが、文京区の子どもたちをオリンピックの見学には行かせないということで決定していることですので、それを覆してほしいとか言うつもりはありません。ただ、小学校、中学校の子どもでも、日本でやるオリンピックってもう二度とないかもしれない。

ワクチンを打っていない子どもをそこに送ることが危険にさらすことになる、もしもそういう理由でそれが決定されたとすると、夏休みもどこも行っちゃだめだよということだったり、ワクチンを打てない子も中にはいると思うので、そういうことも含めて僕は残念だったと思う。無観客になったのであれば、逆に言うといかせてあげたいぐらいの気持ちは持っているところです。

○加藤教育長 確かに、田嶋委員が言われるように、子どもにとって実体験は非常に大事だと思います。特にオリンピックについては、そうめったに経験できることではないですし、これまで何年にもわたってオリンピックに向けて勉強もしてきましたので、その集大成ということで事業を実施したかったんですが、ワクチンを打っているからとか打っていないからということではなくて、例えばそこに行くまでの経路あるいは行ってからのこと、熱中症対策といったところを緻密に考えて、きちんと安全を担保した上で行くということになりますと、時間的に、そこまでなかなか詰め切れない、どこかで判断しなければいけないということがありましたので、事業の重要性については、十分認識しておりますが、苦渋の決断ということでこういった形になりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほかで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第7回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14 : 59)

令和3年7月9日

議事録署名人

教育長

委員